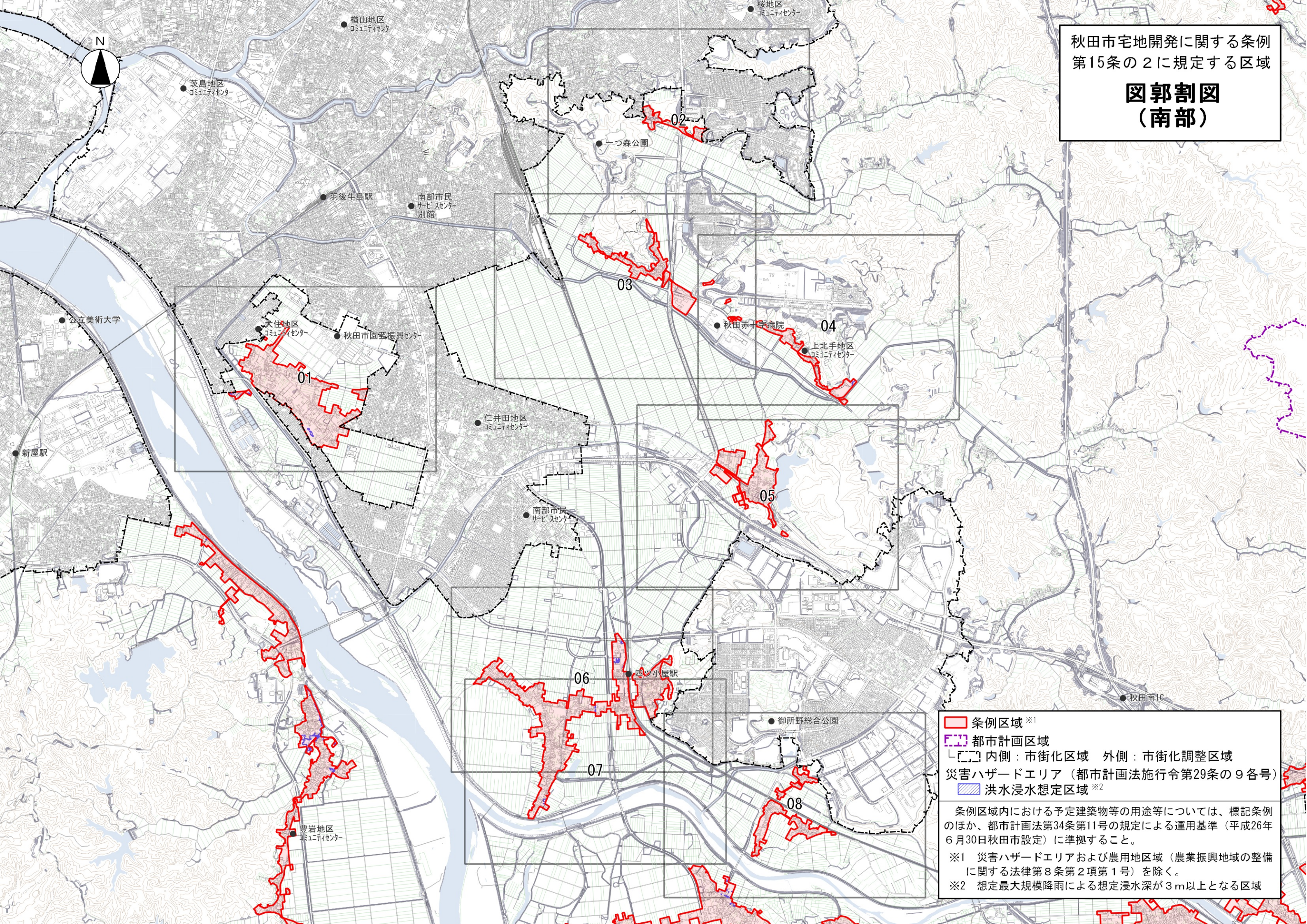


秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**図郭割図
(南部)**

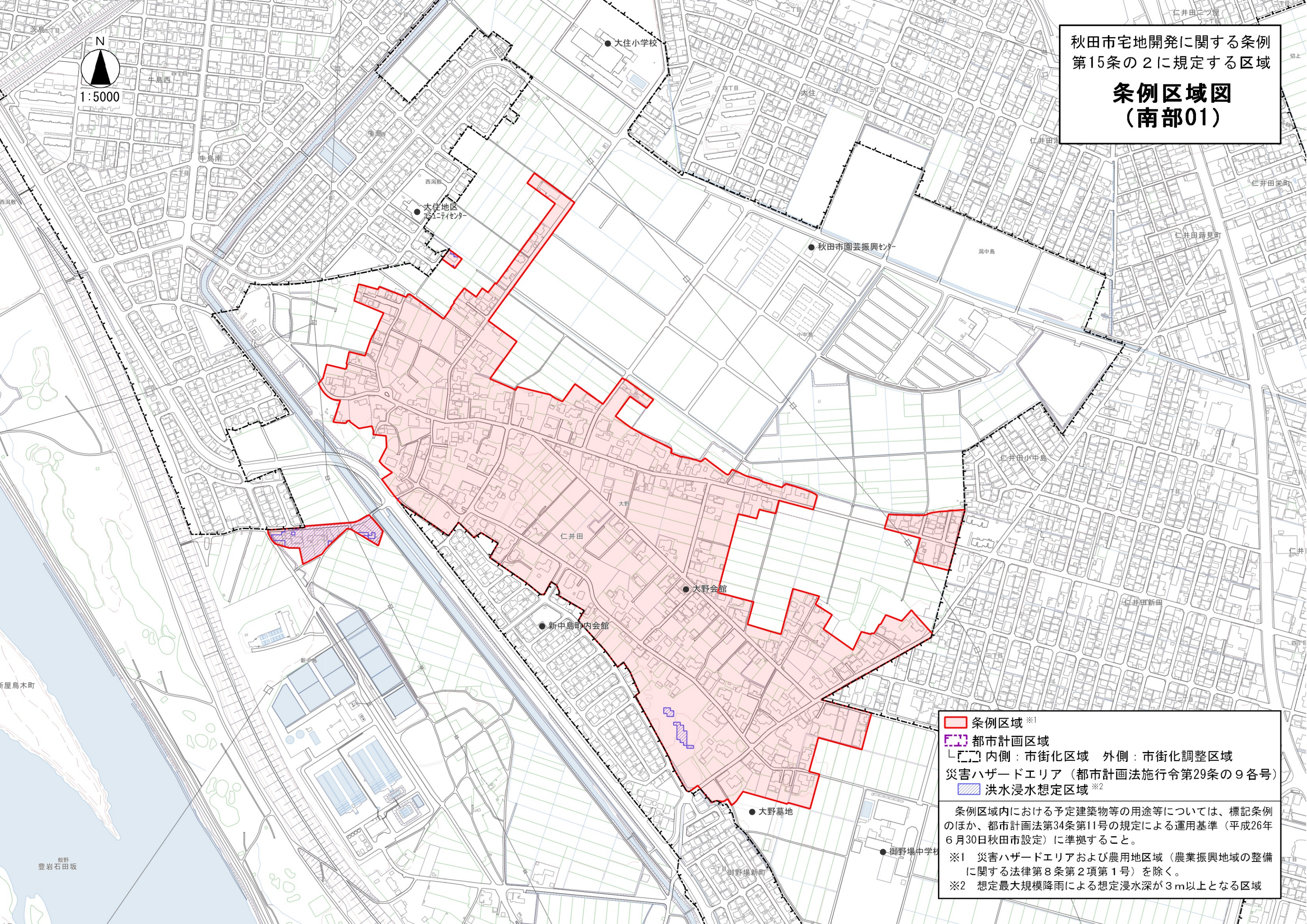


条例区域^{※1}
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
 洪水浸水想定区域^{※2}

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
^{※1} 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
^{※2} 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(南部01)**

N
1:5000



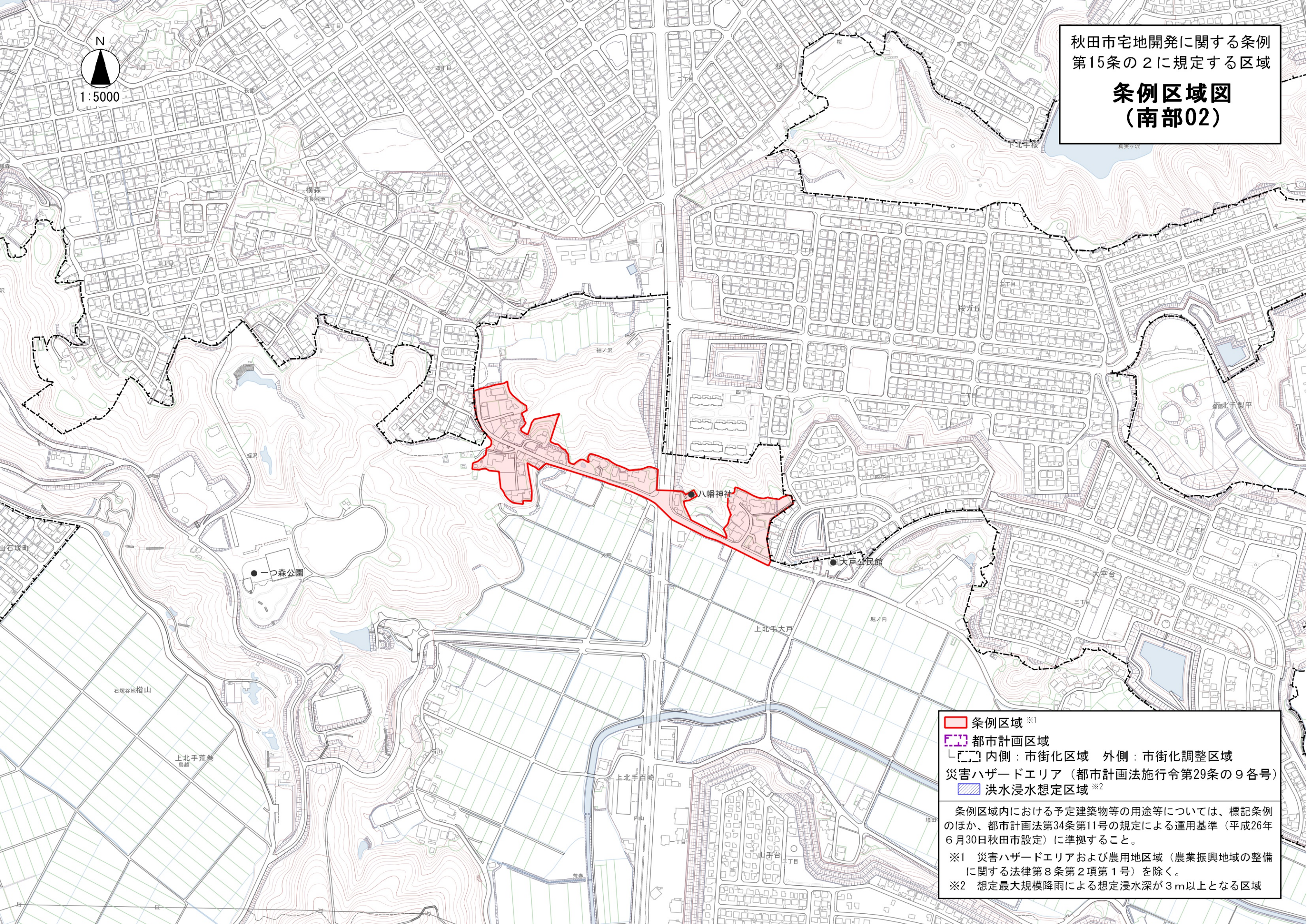
条例区域※1
都市計画区域
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
▨ **洪水浸水想定区域**※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



1:5000

秋田市宅地開発に関する条例
 第15条の2に規定する区域
**条例区域図
 (南部02)**



● 一ツ森公園

● 八幡神社

● 大戸公民館

条例区域 ※1

都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域

災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）

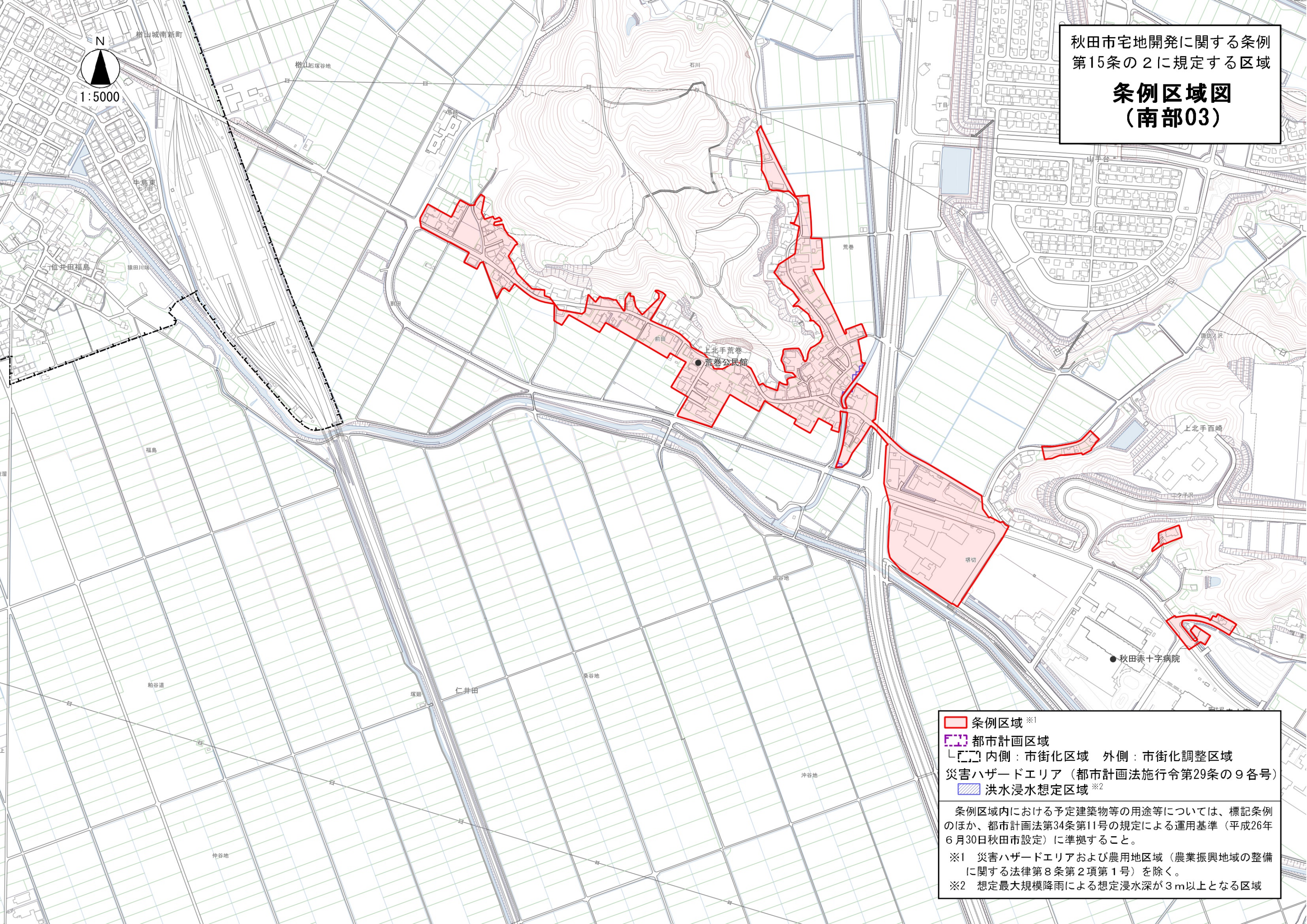
洪水浸水想定区域 ※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
 第15条の2に規定する区域
**条例区域図
 (南部03)**



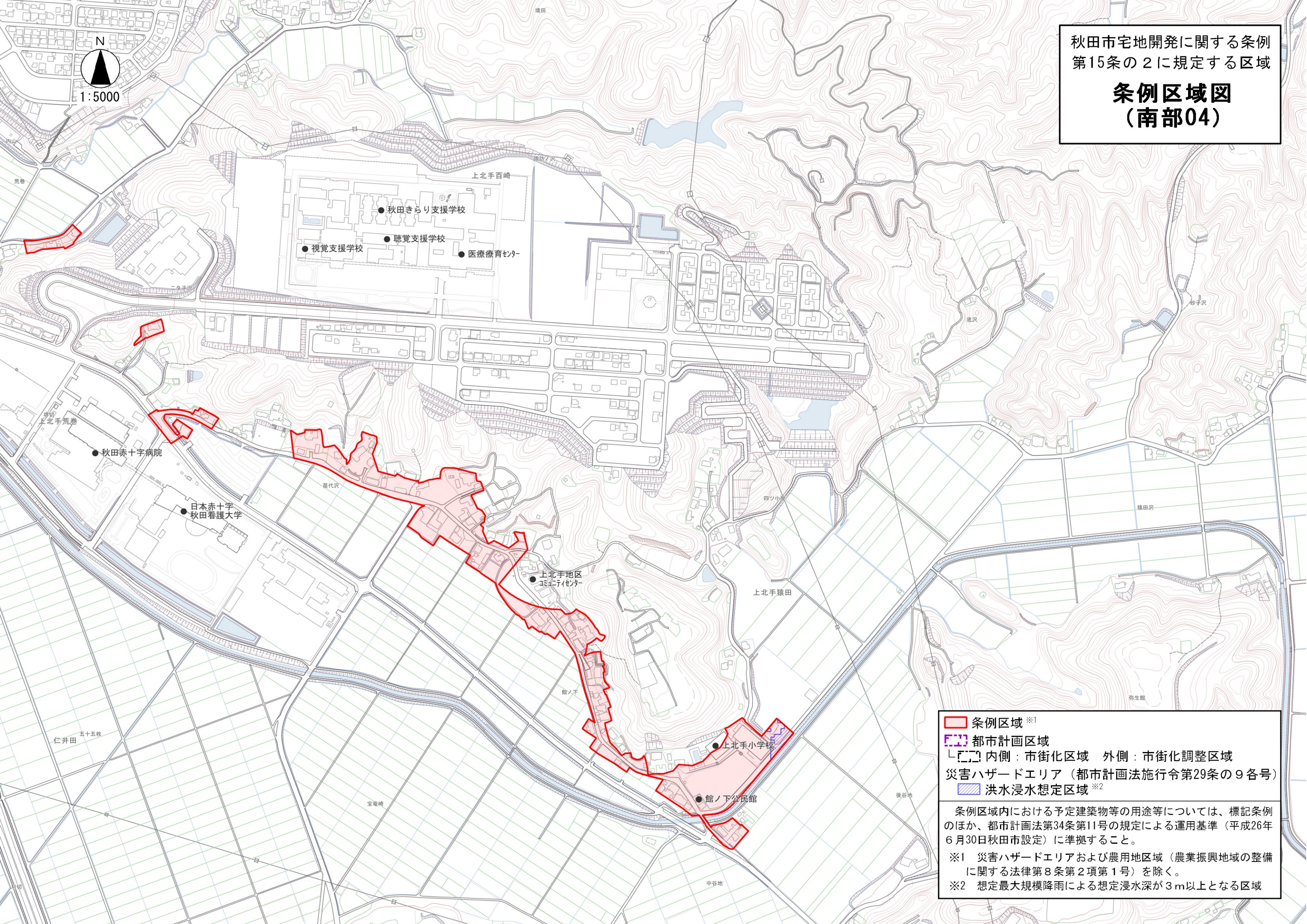
N
 1:5000

条例区域※1
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(南部04)**

N
1:5000



条例区域※1
 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 洪水浸水想定区域※2

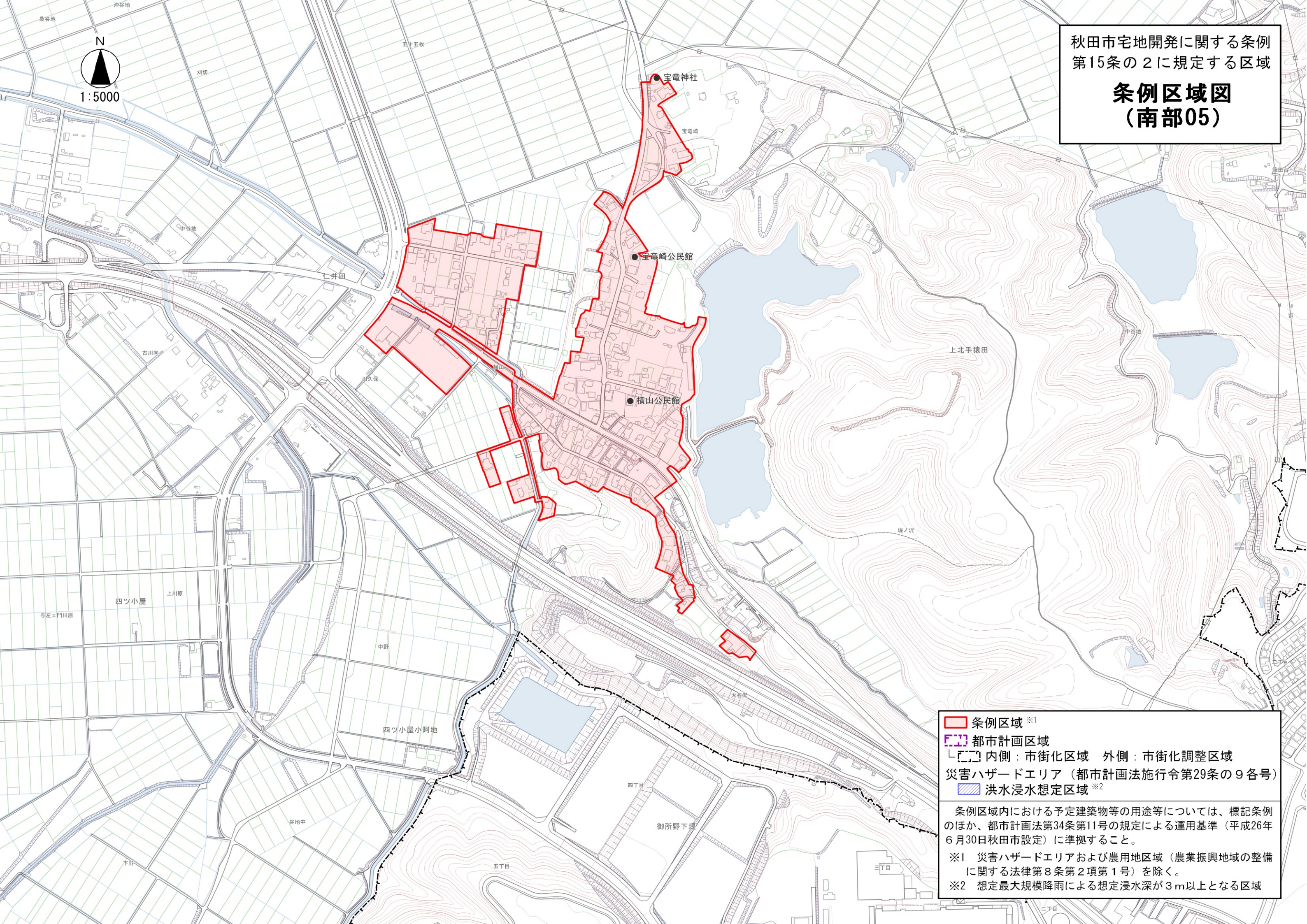
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(南部05)**



条例区域 ※1
都市計画区域
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
洪水浸水想定区域 ※2

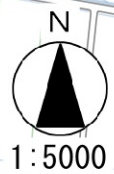
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(南部06)**

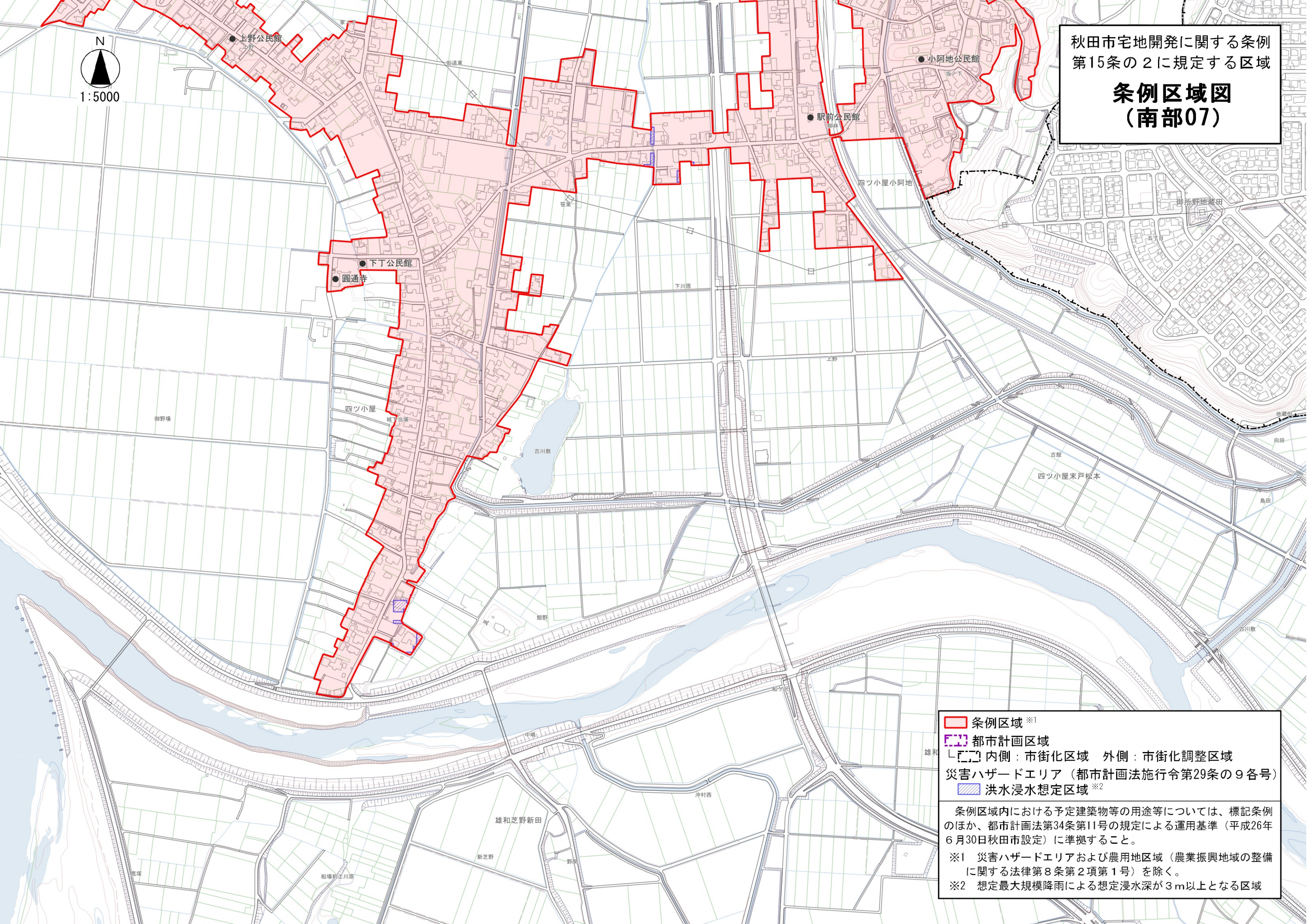


条例区域※1
都市計画区域
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(南部07)**

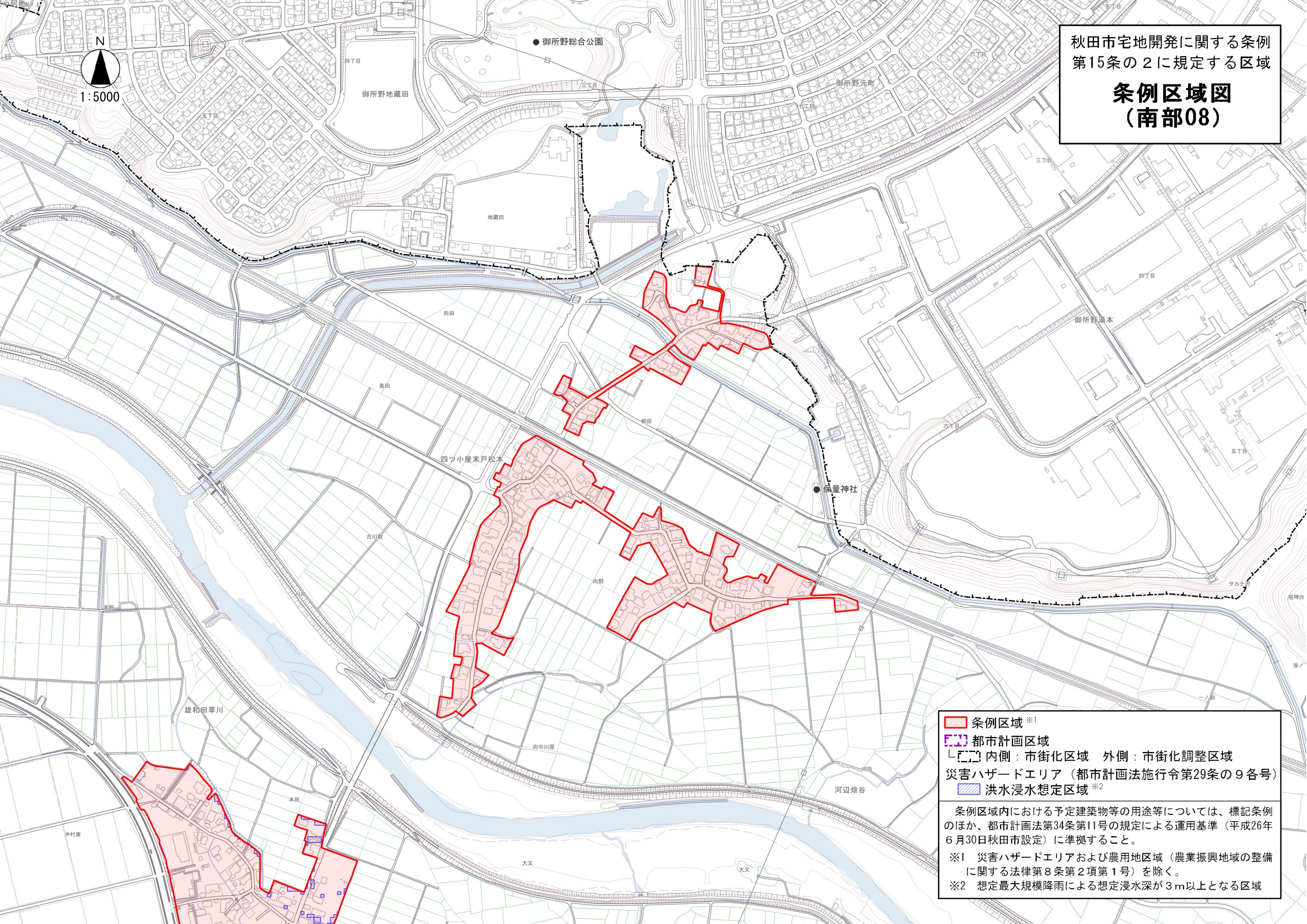


▭ 条例区域※1
▭ 都市計画区域
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**条例区域図
(南部08)**

N
1:5000



条例区域※1
都市計画区域
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域